

宮城県農業経営・就農支援センター 農事組合法人の定款変更 【「組合員」へ農業を営む法人を追記】

経営
支援情報
令和5年12月

農業を営む法人(以下「営農法人」)に農業経営農事組合法人の組合員資格が付与
令和5年4月1日施行の農業協同組合施行令の一部改正

施行令改正趣旨

農事組合法人と連携して事業を行う営農法人に農業経営農事組合法人の組合員資格を与えることで、地域計画に農業を担う者として記載された農事組合法人が、地域計画の達成に向けた取組を進めやすくするものです。

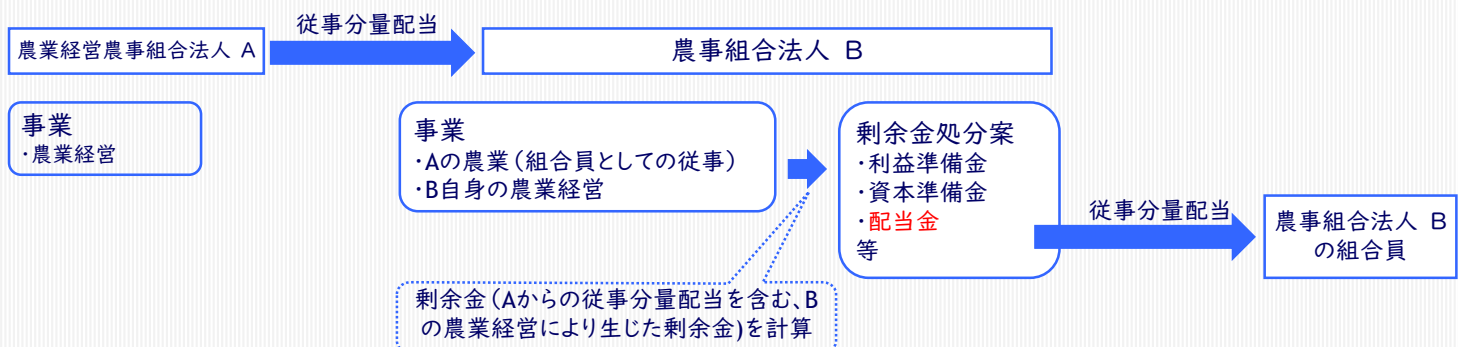
- 営農法人が農事組合法人の意思決定や事業運営に参画
 - ・ 農業経営農事組合法人は、組合員たる営農法人に、年8%以内の出資配当及び従事分量配当を行うことができます。
 - ・ 農作業委託料を支払うことも可能です。
- 営農法人が農事組合法人に出資
 - ・ 出資を活用し、生産性の向上に資する設備投資が可能です。
 - * 出資の保有割合5%超であれば、出資配当金の50%が益金不算入となります。

定款への変更事項:組合員資格の追記

組合員の資格に関する定款変更新旧対照表

改正後	改正前
<p>第3章 組合員 (組合員の資格) 第〇条 次に掲げる者は、この組合員となることができる。 (1) 農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの (2)～(6) 略 (7) <u>この組合と連携して事業を行うことによりこの組合の事業の円滑化に寄与する農業を営む法人(その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本金の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。)</u></p>	<p>第3章 組合員 (組合員の資格) 第〇条 次に掲げる者は、この組合員となることができる。 (1) 農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの (2)～(6) 略 (7) 新設</p>

農事組合法人 Bの組合員への従事分量配当イメージ図



(注) AからBへの支払いが従事分量配当ではなく、農作業の受託に対する対価である場合も同様に、剰余金(Aからの農作業受託に対する対価を含む、Bの農業経営により生じた剰余金)を計算した上で従事分量配当を行うことが可能。

出典:「令和5年度 農業経営及び集落営農組織法人化等に関する研修会」資料

適格請求書等保存方式（インボイス制度）では、農事組合法人が一般課税の課税事業者の場合、農作業委託料や従事分量配当など組合員との取引にもインボイス等の保存が必要となります。

仕入税額控除の要件となる請求書等の3形態

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書 [売り手が交付]
- ② 仕入明細書等 [買手が作成]
- ③ 農協等特例が適用される書類 [受託者（卸売市場・農協等）が交付]

【国税庁】インボイス通達 4-6（課税仕入れの相手方の確認を受ける方法）

法第30条第9項第3号《請求書等の範囲》に規定する「課税仕入れの相手方の確認を受けたもの」とは、保存する仕入明細書等に課税仕入れの相手方の確認の事実が明らかにされたもののほか、例えば、次のようなものが該当する。

- (1) 仕入明細書等への記載内容を通信回線等を通じて課税仕入れの相手方の端末機に出力し、確認の通信を受けた上で自己の端末機から出力したもの
- (2) 仕入明細書等に記載すべき事項に係る電磁的記録につきインターネットや電子メールなどを通じて課税仕入れの相手方へ提供し、当該相手方からその確認をした旨の通知等を受けたもの
- (3) 仕入明細書等の写しを相手方に交付し、又は当該仕入明細書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を相手方に提供し、一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする基本契約等を締結した場合における当該一定期間を経たもの

仕入税額控除の適用を受けるための請求書等に該当する仕入明細書等は、相手方の確認を受けたものに限られます。

ただし、相手方の確認を受けたものとして、基本契約等を締結し、仕入明細書等に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合は記載内容のとおり確認があったものとする」といった文言を記載し、相手方の了承を得る方法があります。

農事組合法人の場合、従事分量配当の仕入明細書等は、事業年度終了後の通常総会における剰余金処分の決議により確定します。課税期間の末日までに支払対価の額が確定しない場合、見積額を記載した仕入明細書等を作成し、相手方の確認を受けた場合は、これを保存することで見積額による仕入税額控除が認められます。

従事分量配当の仕入明細書等に関する基本契約等の締結は、従事分量配当に関する定款の定めにより行う方法が考えられます。

定款への変更事項：確認事項の追記

従事分量配当に関する定款変更新旧対照表

改正後	改正前
<p>(配当) 第〇条 この組合が組合員に対して行う配当は、 …… 略</p> <p>2 事業に従事した程度に応じてする配当は、その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行う。<u>この場合において、配当の支払明細書の記載内容に係る電磁的記録を組合員に提供した後、当該組合員から一定の期間内に誤りのある旨の連絡がないときは記載内容のとおり確認があったものとする。</u></p>	<p>(配当) 第〇条 この組合が組合員に対して行う配当は、 …… 略</p> <p>2 事業に従事した程度に応じてする配当は、その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行う。</p>

出典：「令和5年度 農業経営及び集落営農組織法人化等に関する研修会」資料

宮城県農業経営・就農支援センター相談窓口

公益社団法人 みやぎ農業振興公社担い手育成部担い手育成班（宮城県担い手育成総合支援協議会）

e-mail:s-ninaito@miyagi-agri.com TEL:022-342-9190 FAX:022-275-9195